

山口県知事 村岡 嗣政様

2021 年 6 月 24 日

阿武風力発電所建設計画を考える会 代表 浅野容子

阿武・萩の未来を良くする会 代表 中村光則

阿武風力発電所ちゃあなんか考える会 代表 宮内欣二

連絡先：阿武風力発電所建設計画を考える会代表 浅野容子

アドレス：nadja0870@gmail.com 電話：090-2942-1364

(仮称) 阿武風力発電事業についての要望

日頃の県民のためのお働きに感謝いたします。

私たちは阿武町と萩市の住民です。日立サステナブルエナジー株式会社（以下、日サ社）が私たちの生活圏内である阿武町の尾根筋に（仮称）阿武風力発電事業の計画を進めており、これにより私たちの暮らしや健康、阿武町、萩市の豊かな自然環境に大きな影響を及ぼすのではないかと大変心配しています。

村岡知事におかれましては、本事業の環境影響評価の配慮書、方法書、準備書の各段階において事業者に対して意見を述べる立場におられます。この事業に対する私たち地元住民の懸念も真摯に受け止めていただきたいと心よりお願いする次第です。事業者である日立サステナブルエナジー株式会社に対して事業計画への懸念を公開質問状で伝え、同社から回答も得ております。この要望書に添えますので、併せてお読み頂きますようお願いいたします。

1) 土砂災害発生の危険性と濁水処理について

近年、大量の降雨による土砂災害が各地で多発しており、記憶に新しいところでは2013年7月28日の集中豪雨（須佐観測所では1時間雨量185ミリを観測）、また2018年の西日本豪雨災害も思い起こされます。この時、斜面崩壊や土石流が発生していたのは花崗岩地域、流紋岩地域でした。事業予定地の土質も土砂崩れを起こしやすい花崗岩、流紋岩など火山岩地であり、事業予定区域が真砂土で崩れやすいことは地元住民なら知っています。

今回の事業予定地は県道114号、葛箆集落方面、県道303号線に向け急斜面になっています。葛箆集落には傾斜度が30度を越える急傾斜地の崩壊特別警戒区域、土石流特別警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が町のハザードマップに指定されています。想定を越える量の雨水がこの急斜面に降れば、雨水により浸食された土砂を含んだ濁水が事業予定地から谷へ、河川へ、集落へ、さらには海へと流れ込むことが予想されます。白須山から3km下れば、阿武町が誇る豊かな漁場です。配慮書段階で、県知事は当該区域内に崩壊土砂流出危険区域が含まれることから区域内の土砂流出状況を精査し、豪雨災害をはじめとした自然災害への対策について検討し計画に反映させることと意見しています。また萩市長も郷川、白須川、大井川上流域に予定地が位置することから間接的な土砂流入による漁場や景観などへの影響を懸念しています。実際に下関市で稼働している白滝山ウィンドファーム下の栗野川ではアユ、青のりの漁獲量が減ってきたことが報告されています。

日サ社は上述の危険区域は除外し、土砂や濁水の流出を抑制するために仮設沈砂池を設置するなど工事中（約3年間）は対策を適切に行うとしていますが、工事終了後（稼働期間20年間）の土砂や濁水の流出については対策を明記していませんし、環境影響評価の選定項目から

も除外しています。稜線部に幅広い作業道路が造成され、切土、盛土部分も含め裸地の部分がそのままの状態で置かれるなら、工事終了後の排水施設も必要だと思われます。裸地は浸透能力が低く地表流の発生につながり、河川流量の増大、土壌侵食、土砂流出を招きます。本事業と同様な地形からなる島根県のウィンドファーム浜田では河川への土砂流出や土石流などの土砂災害が発生しています。

また、建設予定地の白須山は、砂防ダムが建設されている対岸の山腹崩壊地域と同じように急峻な斜面であり、砂防施設もいくつか設置されています。事業者は風車を建設するために山の尾根付近に一基当たり 3000 m²の土地が必要だと説明会で回答しましたが、白須山の稜線が広範囲に掘削され裸地が広がれば土砂災害の危険性が増すことは素人目にも明らかです。

白須山ふもとのたたら製鉄遺跡は埋め戻されていますが、萩ジオパークのジオサイトとなるには十分な文化資産ですし、阿武町だけでなく山口県にとっても貴重な文化遺産です。ここを土石流が襲って台無しになる可能性も懸念されます。

工事終了後の濁水の影響が予測されるにもかかわらず、これを環境影響評価の項目に選定しない理由を日サ社に質問しましたが回答はなく、「林地開発の審査で求められる対策を実施する」、「工事終了後の濁水につきましては林地開発許可の中での対応する予定」とのみ回答しています（別紙公開質問状 4 ページ）。

林地開発許可においては「土砂の流出又は崩壊、その他の災害を発生させるおそれがあること」に該当しないと認める場合は、許可しなければならないこととされ、審査においても防災面から土砂の流出を前提として、その流出土砂量も記載され、調整池や沈砂池の設置などの対策も求められるはずですが、この事業計画予定地の林地開発許認可は平成 23 年度、また予定地内の保安林形式変更などの許認可権限は平成 21 年度に県知事から阿武町長に権限移譲されています。阿武町の担当課ではこのような大規模な林地開発の事例がなく、このさき事業計画がすすむことになれば、許認可事務にも県の担当部署との連携が不可欠になるものと思われます。厳正かつ公正な審査をお願いいたします。

2) 超低周波音による健康被害について

今回の事業予定地内には田平集落があり住民が暮らしています。計画では住戸をはさむ形で両側 750m の場所に 13 基のうち 2 基が建設され、先に「1) 土砂災害発生の危険性と濁水処理について」で言及し土砂災害の危険がある葛箆集落も風車設置予定地から約 1km の位置にあります。また設置予定地から 5km 以内に学校や行政、高齢者福祉施設が存在しています。

この事業計画の大型風車の最大出力 4200kw は国内最大規模で、国内での稼働実績がなく、私たちはこのクラスの大型風車による騒音や超低周波音が住民の健康や暮らしに影響を及ぼす懸念を払しょくすることができません。騒音、低周波音、超低周波音による影響を受けるかどうかは個人差が大きいといわれますが、すでに全国各地で健康被害が報告されており、各地の被害報告については日サ社もその存在を認めています（公開質問状 6 ページ）。

環境省は「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において明らかな関連を示す知見は確認できない」、「基準値ではなく参照値である。『参照値』を風車の低周波音に適用することはできない」としていますが影響がないと断定しているわけではありません。ところが、事業者は説明会で超低周波音による人体への健康被害は「ない」と断定しました。これは誠実な科学的態度とはいえません。

1992 年に採択された「環境と開発に関するリオ宣言」には、因果関係が科学的に明らかになっていない場合、開発行為は控えるという予防原則が定められ、国際法の一般原則の一つとなっています。予防原則に則れば「科学的に十分にわからない」ことを前提とした場合、リスク

を作り出す側に予防措置の必要性に関する立証責任が生じます。風車による健康被害が起きえないことを証明する義務は事業者側にあるはずです。私たち住民には、風車と健康被害の因果関係を証明する術も責任ありません。

同社は配慮書見解で「住民からの苦情などが出た場合には弊社が状況を調査し、本事業によるものであった場合には補償などの対応をします」と答え、公開質問状では「稼働後に当社の風車が原因で生じている可能性があれば、積極的に調査を行った上で原因究明に取り組みたい」と回答しています（公開質問状7ページ）。しかし、水俣病をはじめとする過去の幾多の公害裁判において因果関係の立証が困難なことは知るところです。被害を出した側が状況調査を行い因果関係があるかどうかを判断するのでは公正さに欠けています。

県知事は、大型風力発電施設による健康被害者を地域から出してもよいとお考えでしょうか。

3) 景観について

今回の事業計画では山口県庁舎の倍の高さ約150mという巨大風車が一番近い集落から750mの地点に設置される予定です。750mとは県庁からみて山口県立美術館までの距離にあたります。空が限りなく広い阿武町の尾根筋に13基もの県庁舎の二倍の高さの大型風車が立ち並ぶ光景をご想像ください。

阿武町全域が萩ジオパークに含まれており、海岸部が北長門海岸国定公園に指定されています。第7次阿武町総合計画には「豊かな、美しい自然を誇りに思い、残したい」という町民の共通する思いが冒頭に記されています。私たちは日々山々の風景を眺めて安心感を得、季節によって表情を変える木々の彩りに癒されています。

山口県景観条例では景観は地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などとの調和により形成されるとして良好な景観の重要性が基本理念として示されています。第7項には「良好な景観の形成は、景観が、それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物または物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものであることを旨として、行わなければならない」とあります。良好な景観は風車（工作物）を毎日見る私たち住民やここを訪れる観光客の認識によって成り立つものです。事業者は景観への影響予測を主要な眺望点からの眺めや圧迫感の有無に限定していますが、県の景観条例の基本理念に基づくなら、それでは不十分だと考えます。

海岸部（奈古、宇田）と山間部（福賀）を結ぶ山稜の尾根筋への大型風車建設は景観を損なうもので、町民の故郷への思いを踏みにじる行為です。国が進める再生可能エネルギーの推進のために、阿武町だけでなく山口県の宝とも言うべき景観を犠牲にしてもよいとお考えでしょうか。

4) 自然環境、生態系への影響

私たちが次の世代に残すべきは目に見える風景だけではありません。事業予定地内とその周辺には豊かな生態系があります。森の豊かさは、多くの小動物、鳥たちによって循環が媒介され蓄積されてきたものです。長い年月をかけてきて培われてきた豊かな生態系が、20年で事業を終える風力発電施設の建設のために失われる可能性があります。例えば、ミヤマウメモドキの群生地は方法書で事業予定地域から除外されましたが、生態系を維持するためには十分ではありません。上流域での山林開発によって群生地がある八幡原湿原に濁水が流れ込めば湿原の環境が大きく変わり群生地が失われてゆく可能性さえあります。

環境省レッドリスト2020に掲載されているアブサンショウウオ（絶滅危惧Ⅰ類）、オヒキコウモリ（絶滅危惧Ⅱ類）、山口県自然記念物で日本の南限として自生しているミヤマウメモド

キだけではなく。他では見ることでなくなった貴重な山野草の数々、モリアオガエル、モズクガニ、アサギマダラ、ソウシチョウ、ミサゴ、カンアオイ、ギフチョウなど、ここに生息する貴重な動植物を私たちの時代で失うわけにはいきません。

国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つに「森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」とあります。稼働予想期間 20 年に満たない一民間企業による「地球温暖化防止のための事業」の代償として、長い年月をかけて育まれてきた豊かな生態系を破壊し環境を悪化させてもよいとお考えでしょうか。

以上、この風力発電建設計画が土砂災害、健康被害、景観、自然環境・生態系におよぼす影響の大きさは計り知れず、次世代に対して大きな負の遺産となりかねません。山口県にとって、何よりも県民のためにならない事業であることをご高察いただいたうえで、環境影響評価への県知事意見として、環境への影響が大きく県民に不安を与え安全な生活を脅かす風力発電計画の中止を希望すると書かれるよう要望いたします。